

ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアム Seedlings of Chiba 事務局規程

【目的】

第1条 この規程は、ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアム Seedlings of Chiba（以下「コンソーシアム」という。）における規約第16条の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

【業務】

第2条 事務局は、コンソーシアムの事務を処理するため、次の業務を行う。

- (1) 事業計画の実行及び進捗管理
- (2) 予算の執行・管理
- (3) 広報・宣伝に関する事務
- (4) 会員の募集・入退会手続きに関する事務
- (5) 総務・経理に関する事務
- (6) 規約及び各種規程の制定・改廃に関する事務役員の選任・退任に関する事務
- (7) 部会設置に係る審査・承認に関する事務
- (8) 総会開催に係る必要な事務
- (9) その他、コンソーシアム運営に関して必要な事務

【構成】

第3条 事務局は、正会員のうち会長からの委嘱を受けた団体及び個人により構成される。

- 2 事務局長は、事務局を代表し、その事務を総括する。
- 3 事務局長は、事務局次長を2名まで指名できる。事務局次長は事務局長の事務を補佐する。
- 4 事務局長が必要と認めた場合は、会長からの委嘱がない者を事務局員として参加させ協力を求めることができる。
- 5 前項において協力を求める相手方については、会員であることを問わない。

【その他】

第4条 この規程に定めるほか、事務局に関し必要な事項は、事務局長が定めるものとする。

【附則】

この規程は、令和3年12月20日から施行する。